

第1種使用規程承認組換え作物 栽培実験指針見直しの考え方

平成20年4月18日

農林水産省農林水産技術会議事務局
技術安全課

内容

1. 栽培実験指針の位置づけ(再確認)
 - 1) 対象
 - 2) 交雑防止措置部分の構成
2. 新たに明らかになった課題
3. 改正案
4. 主要な論点
 - 1) 改正案について
 - 2) その他

栽培実験指針の対象

対象：農林水産省所掌の独立行政法人が
行う遺伝子組換え作物の野外栽培実験

指針上の記載

1 目 的

本指針は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成15年法律第97号)(以下「カルタヘナ法」という。)第4条又は第9条の規定に基づき第1種使用規程の承認を受けた組換え作物(以下「第1種使用規程承認作物」という。)を用いて自ら又は委託を受けて行う栽培実験(以下、単に「栽培実験」という。)の実施に当たり遵守すべき事項を定める。

1. 栽培実験指針の位置づけ

交雑防止措置部分の構成

			交雑防止措置	
栽培作物		食品・飼料安全性	隔離距離による交雫防止措置	隔離距離によらない交雫防止措置
	イネ・ダイズ	未承認	隔離距離 +モニタリング	○ (承認・未承認に関わらず適用可能)
	イネ・ダイズ	承認	隔離距離	
	トウモロコシ ・セイヨウナタネ	未承認	×	
	トウモロコシ ・セイヨウナタネ	承認	隔離距離	
	その他作物	未承認	×	
	その他作物	承認	×	

新たに明らかになった課題

- 指針に定める隔離距離を超える距離での交雑の要因は以下の三点に集約と考察
 - 1)開花前の低温による雄性不稔化(イネ・ダイズ)
 - 2)強い卓越風(イネ)
 - 3)大規模な試験
- 交雑予測モデルより
 - 1)距離が延びるに従い、単位距離あたりの交雑率低減効果は小さくなる
 - 2)隔離距離を延ばせば交雫割合は低下していくが、モデル上で交雫率を完全ゼロにするためには無限大の距離が必要

改正案

2 交雑防止措置

(1) 隔離距離による交雑防止措置

ア (隔離すべき距離について)

(表)

イ 過去のデータに基づき、開花期の平均風速が毎秒3mを超えない場所を選定して行うものとする。その場合においても、台風等の特段の強風が想定される場合には、防風ネットによる抑風又は除雄を行うものとする。

ウ イネ及びダイズについて、開花前の低温により交雑の可能性が想定される場合には、(2)に定める交雑防止措置を講ずるか、又は開花前に栽培実験を中止するものとする。

エ (モニタリング措置について)

平成20年度に屋外試験を予定している 独法研究機関及び作物

- ・農業生物資源研究所：イネ
- ・農業環境技術研究所：ダイズ及びワタ

いずれも食品・飼料安全性等の承認に向けた
データ収集

主要な論点

1) 改正案について

2) その他

交雑率ほぼゼロの考え方、閉花性イネの利用、採種ほ場の管理など

今後検討すべき事項